

「【注記・附属明細書等】その他の表示の取扱い」に係る検討

6 6. 公債に係る資産形成充当の区分

○「中間とりまとめ」における記述

- ・こうした考え方の下、地方公共団体の行財政運営の特性をより正確に説明し、理解を得ていくためには、特に以下の情報について、説明していくことが必要である。このため、こうした情報を注記や別表等で示していくことについて、今後実務的な検討を更に進めていくことが求められる。
- －経常的事業・投資的事業の財源等の状況
- －固定資産等について、その総額の増減状況
- －将来の負担となる公債について、それが資産形成に充当されたものであるか否かの区分
- －公債について、地方交付税措置がされているものか否かの区分

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
・特になし。	【改訂モデル】 I. 貸借対照表の作成要領[注記] 3.交付税措置地方債の金額 350. N 年度末の地方債残高のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額を推計し、その金額を注記する。なお、不交付団体など、将来的に普通交付税の交付が見込まれない団体においては、その旨を記載し、金額の注記を省略することができる。

○課題・論点

- ・資産形成に充当された地方債を B/S 上区分表示するか、あるいは注記するか。

○論点整理の考え方

- ・地方公営企業会計においては、建設改良費等に充てられた企業債と、従来から負債の部に計上されてきた退職手当債等の経常経費に対する資金手当的な企業債とを、明確に区分することになっている（地方公営企業法施行規則第 7 条）。
- ・一方、一般会計等においては原則として地方債は資産形成に充当されることになること、また別途財源情報を附属明細書等で表示することを検討していることを踏まえる必要がある。

○基準の方向性

- ・地方債の内訳や財源情報を附属明細書等で表示することを前提として、地方債に係る資産形成充当の B/S 上の区分や注記は求めないこととする。

○留意点

- ・特になし。

67. 公債に係る地方交付税措置の区分

○「中間とりまとめ」における記述

・こうした考え方の下、地方公共団体の行財政運営の特性をより正確に説明し、理解を得ていくためには、特に以下の情報について、説明していくことが必要である。このため、こうした情報を注記や別表等で示していくことについて、今後実務的な検討を更に進めていくことが求められる。

－経常的事業・投資的事業の財源等の状況

－固定資産等について、その総額の増減状況

－将来の負担となる公債について、それが資産形成に充当されたものであるか否かの区分

－公債について、地方交付税措置がされているものか否かの区分

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【改訂モデル】 317.総務省方式では、債務負担行為に関する情報のみが欄外注記されていたが、地方公共団体の実態や民間企業との整合性等に配慮し、交付税措置の見込まれる地方債の額、有形固定資産の減価償却累計額などについても、欄外注記を求めることとした。	【改訂モデル】 I. 貸借対照表の作成要領[注記] 3.交付税措置地方債の金額 350. N年度末の地方債残高のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額を推計し、その金額を注記する。なお、不交付団体など、将来的に普通交付税の交付が見込まれない団体においては、その旨を記載し、金額の注記を省略することができる。

※「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」に関するQ&A

問 76 「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 350 段落にあるように、交付税措置地方債の将来にわたる算入金額について、現在の交付税算定では、許可額ベース、元利償還金ベースが入り混じっている状態であり、各地方公共団体で将来にわたる交付税算入額を算出するのは困難である。そこで、交付税措置地方債については、これまで総務省に対し交付税算定の際に基礎数値を報告してあるので、総務省より当該数値について各地方公共団体に提供されたい。

答 1 財務書類の対象とする会計に応じて、地方公共団体財政健全化法第 2 条第 1 項第 4 号の算定した額のうち、地方債の償還に係る額を用いられたい。

○課題・論点

・一般会計等で計上されている地方債のうち、実質的に一般会計等が負担しない部分がある場合、適切な財政状態を示す観点から、これに関する情報を提供することは有用である。

地方公営企業会計においては、企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計又は他の特別会計において負担することとなっている場合には、その内容及び金額を注記することとされている（地方公営企業法施行規則第 39 条）。

・一方で、地方交付税措置される金額を算定することが可能か否かの検討をする必要がある。

○論点整理の考え方

- ・上記のQ & Aのとおり財務書類の対象とする会計に応じて、地方公共団体財政健全化法第2条第1項第4号ルの算定額のうち、地方債の償還に係る額を用いることを前提として、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額を推計し、その金額を注記することとしてはどうか。

○基準の方向性

- ・地方交付税措置地方債の将来にわたる算入金額について、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額を推計し、その金額を注記する。

○留意点

- ・注記事項を決定するに際しては、実施可能性の観点を重視すること、現行の地方財政制度を正しく理解することが重要となる。